

令和 6年 6月 1日

東陵総業株式会社 行動計画（第1回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 6月 1日～令和11年 5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：従業員1人あたり有給休暇の取得日数を平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 6年 7月～ 有給休暇取得状況について実態を把握
- 令和 6年 8月～ 各部署に所属従業員の有給休暇取得状況を通知
- 令和 6年 9月～ 有給休暇取得の促進について従業員へ周知

目標2：子供の出生時における育児休業の取得を促進し、出生時育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和 6年 7月～ 制度内容等について社内掲示により従業員に周知
- 令和 6年 8月～ 育児休業対象者への育児休業取得に関する個別通知